

# **令和 5 年度**

# **学校いじめ防止基本方針**



**所沢市立若狭小学校**

**令和 5 年 1 月改定**

# **学校いじめ防止基本方針**

- 1 若狭小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの定義について
- 3 いじめの理解について
- 4 いじめの防止
- 5 いじめの早期発見
- 6 いじめへの対処
- 7 地域や家庭との連携
- 8 関係機関との連携
- 9 重大事態への対処

# 学校いじめ防止基本方針

所沢市立若狭小学校

## 1 若狭小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。

また、過去に3年にわたり市内で連續して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要がある。

そこで、本校では、いじめ防止対策委員会を中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていく。

## 2 いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定による。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを行う。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

## 3 いじめの理解について

いじめは、どの子供においても起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断」していく。

## 4 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、過去のいじめ重大事態を教訓として児童の実態を踏まえた実効性のある取組をする。

児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行う。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

### (1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底する。

### (2) 「子どもの人権」の啓発推進

児童がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を行ったり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりする。

#### ①いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童に理解させる。

#### ②いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうることを児童に理解させる。

#### ③いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在する。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発する。

#### ④東日本大震災により被災した児童に対して

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させる。

##### ⑤配慮が必要な児童について

学校は、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童の表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

#### (3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を養う。「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図る。

#### (4) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

児童や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図る。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図る。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していく。

### 5 いじめの早期発見

#### (1) 定期的ないじめの実態把握と対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、個人面談、等を活用するなど、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行う。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守る。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者と連携を十分に図ります。後に児童の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続していく。また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努める。

## (2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図る。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努める。そのために、埼玉県教育委員会「彩の国生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の児童への指導の充実を図る。

# 6 いじめへの対処

## (1) 学校の組織づくり

学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行う。構成員は、管理職、学級担任、生徒指導主任、教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成する。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置する。また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童に寄り添った対応をする。

## (2) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整える。「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考にし、「いじめの防止のための取組」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定める。また、いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を整備する。

## (3) 教育相談の充実

### ①児童が相談しやすい校内体制の工夫

児童が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努める。

### ②多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

#### (4) いじめる側の児童への実効性のある指導

##### ①毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となつて臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応する。

##### ②保護者と連携した取組

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努める。「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や年度初めに、児童や保護者、関係機関等に周知します。

##### ③加害児童に対する成長支援

いじめる側の児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知する。

#### (5) 児童の主体的な活動の推進

小学校の児童会において、児童が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を、自ら進められるように指導する。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導する。

#### (6) いじめの解消の見届け

単に謝罪をもって安易にいじめの解消とは捉えない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していく。

## ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行する。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害・加害児童については、日常的に注意深く観察する。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することができないようにする。

(小から中への引継ぎ等。)

※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とする。

## 7 地域や家庭との連携

### (1) 学校の取組

#### ①保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制を構築する。また、学校応援団（スクールガード、安全安心ボランティア等）と連携した児童の見守りを検討する。

#### ②学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行う。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行う。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていく。

### (2) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場である。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育んでいくこと等は保護者の役割と考える。その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされている。

### ①規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

<心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例>

- ・「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- ・「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ・「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- ・相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- ・人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- ・SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

### ②いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要がある。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等がある。

### ③関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要がある。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要がある。

## 8 関係機関との連携

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消、見届けを行う。

### （1）関係機関

所沢市教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家、関係機関とも連携できる仕組みを整える。関係機関例としては、教育相談室や教育支援センター、ほうかごわかさ、放課後や休日等に児童が過ごす児童クラブや生活クラブ、児童館等、学校教育以外の所管部署とも定期的に情報共有を継続し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消を図る。また、常に諸機関（児童相談所、所沢警察、こども相談センター、県立総合教育センター、医療機関等）との連携を図っていく。

## (2) 主な相談先一覧

※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日 16時～21時 毎月 10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	子どもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あつたかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保) 048-556-0874 (子) 0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保) 04-2924-3333 (子) 04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン (所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日 10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

## **9 重大事態への対処**

### **(1) 基本方針**

「重大事態発生時の対応」については、「所沢市いじめ防止基本方針」に沿って行う。

### **(2) 重大事態の報告**

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

### **(3) 調査の実施**

いじめ防止対策委員会を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にする。また、「所沢市いじめ対応マニュアル」に沿って対応する。

### **(4) 調査結果の提供及び報告**

#### **①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供**

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### **②調査結果の報告**

調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。



いじめは  
絶対に  
ゆるしません!!